

2025 年度（2026年1月）産業カウンセラー試験に際して配慮を希望する方へ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試験センター

身体機能の障害(視覚、聴覚、肢体不自由等)や身心の状態(病状や妊娠等)等により、受験に際して配慮を希望する場合は、(1) 配慮申請書の提出と(2) 受験申込みが必要となります。

実施環境や試験資材の都合上、事前の申請がない場合、当日の対応はいたしかねます。なお、対応は試験委員会で検討した上で決定し、受験票発送時に通知いたします。

（1）配慮申請書の提出について

【受付期間】2025 年 10 月 6 日（月）～ 2025 年 11 月 17 日（月）まで

※受付期間内であれば、配慮申請書の提出と受験申手続きをする順番は前後してもかまいません。

下記書類 2 点を送付願います。

- ① 受験上の配慮申請書（その1）（その2）… 協会HPよりダウンロード
- ② 障害者手帳(写) または診断書等、医師の見解を具体的に記入した書類。

【提出先】宛 先 : gkouza@counselor.or.jp

件 名 : 2026 年 1 月試験 配慮申請書

■ 詳細につきましては、協会ホームページに隨時掲載しますので必ずご確認ください。



← 【2025 年度産業カウンセラー試験について】

<https://www.counselor.or.jp/examination/tabcid/116/Default.aspx>

以 上

＜留意事項＞

■点字による受験について

【受験者の方が用意するもの】

①点字での解答に必要なもの

■音声ソフトによる受験について

パソコンでの試験問題の出題および解答で音声ソフトを使用される方は、以下の対応をお願いします。

【受験者の方が用意するもの】

①受験に必要な音声ソフトおよびパソコン

他の受験者との公正さを保つため、受験者の持参するパソコンについて、音声ソフト・ワード・エクセル・メモ帳以外はあらかじめパソコン内から削除しておくこと

②イヤホン、ヘッドホン等（必須ではない）

会場の都合上、個室の用意が難しい場合がある

【以下のことをご了承ください】

- ① 試験開始前に、会場係員がパソコンを確認する
- ② 試験中、パソコン操作等に関する質問には応じない
- ③ 他の受験者と同室の場合、防音対応はできないので、他の受験者の点字機の操作やパソコン操作などの「音」があること

■座席の配慮について

学科試験会場では、座席は予め指定されています。試験当日の座席の変更は承れません。身体機能の障害（肢体不自由等）や身体の状態（妊娠等）により、車いすの使用、出入口付近や後方席の座席の希望がある場合、必ず、申請を行ってください。

■補聴器（集音器）の使用について

使用を希望する場合は申請を行ってください。事前申請を行わずに使用されると不正行為とみなします。

■実技試験の日程に関して配慮を希望する方

下記の通りメールで申請願います。

記

1. 宛 先 : gkouza@counselor.or.jp
2. 件 名 : 実技試験日程配慮申請の件
3. 記載内容 : ①お名前 ②日中連絡可能な電話番号
③配慮希望内容
 - ・仕事都合、通院、通学、冠婚葬祭
 - ・受験地への移動に片道 3 時間以上かかる、宿泊を伴うため等
4. 添付書類 : 受験上の配慮申請書（その 1） … 協会HPよりダウンロード
 - ・該当箇所のみご記入願います。